

北朝鮮の度重なる弾道ミサイル発射に嚴重抗議し、 国の真に実効性ある措置とあらゆる事態に備えた 対応を求める意見書

去る3月6日、北朝鮮は弾道ミサイル4発をほぼ同時に発射し、そのうち3発は本県に近い日本海沖の我が国の排他的経済水域内に落下した。付近で操業する本県漁船等の船舶をはじめ、国民の安全・安心に対する脅威は、かつてないほど深刻さを増しており、極めて憂慮すべき事態である。

国際社会の非難の声と警告を無視した北朝鮮の度重なる弾道ミサイル発射は、国連安全保障理事会決議に明確に違反し、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙であり、断じて容認することはできない。

本県議会は、北朝鮮の度重なる弾道ミサイル発射に対し嚴重に抗議するとともに、北朝鮮に対して弾道ミサイル計画を放棄し、かかる行為を即刻やめるよう強く求めるものである。

よって、国においては、関係各国と連携し、かかる行為が決して繰り返されることのないよう、真に実効性のある嚴重な措置を徹底するとともに、あらゆる事態に備えた対応を一層強化し、万全を期すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月16日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
外務大臣	岸田文雄殿
財務大臣	麻生太郎殿
農林水産大臣	山本有二殿
経済産業大臣	世耕弘成殿
国土交通大臣	石井啓一殿
防衛大臣	稲田朋美殿
内閣官房長官	菅義偉殿

山形県議会議長 野川政文